

※12 負担金

岡山市各種大会開催地元負担金交付要領に基づき、本市内において、国際・全国・西日本・中国大会及びこれに準ずる大会を開催するものに対して交付するもの。

また、岡山市各種大会開催地元負担金とは別に大規模な大会に対して交付する共催負担金がある。

※13 スポーツツーリズム

スポーツを「みる」、「する」ための旅行そのものから周辺地域観光に加え、スポーツを「ささえる」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE（※）推進の要となる国際競技大会の招致・開催・合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指す取組。

※MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※14 LIFEおかやま

岡山のすべてのスポーツ・文化・生涯学習に関する情報を市民が簡単・便利に入手できるようにするとともに、岡山のスポーツ・文化・生涯学習活動への市民参加のきっかけづくり等を行い、そのことにより当該活動を活性化させる。さらに岡山のスポーツ・文化・生涯学習活動を行う市民や団体、行政、企業等を相互に連携させ、スポーツ・文化・生涯学習活動を推進していくことを目的として開設されたポータルサイト。

※15 岡山市人見絹枝スポーツ顕彰

郷土出身で活躍された偉大なランナー人見絹枝さんの名を冠して、スポーツの各種競技、大会等において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体及び指導者を表彰するもの。

表彰区分：岡山市民スポーツ栄誉賞、特別スポーツ栄誉賞、スポーツ栄誉賞、
スポーツ功労賞

※16 （公社）おかやま観光コンベンション協会

観光客の増加と地域経済の活性化のため、当市へのコンベンション誘致を推進する組織。当市内において宿泊者数が50人以上の規模のコンベンション（学会、全国規模以上の大会等）を開催する者に対し、コンベンション開催事業補助金を交付している。

※17 JOCパートナー都市協定

平成13年5月にJOCが策定した国際競技力向上戦略の「強化拠点ネットワーク構想」の一環として、自治体が所有するスポーツ施設を選手強化に活用し、競技力向上を図ることを目的として都市（都道府県又は市）と締結する協定。JOCは関連スポーツ施設等を利用した国際競技力の向上や、オリンピック・ムーブメント事業を展開し、締結都市と連携してスポーツの推進事業を行うなど、双方にとってメリットのある事業を実施している。

※18 岡山市スポーツ少年団

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供し、スポーツを通じて青少年のこころとからだを育て、スポーツで人をつなぎ、地域づくりに貢献することを理念として掲げて活動している団体（平成28年度実績 団数：225団、団員：4,982人）。

※19 岡山市子ども会育成連絡協議会

市内子ども会相互の連携推進と、その充実発展を図り、子どもの健全育成に寄与するため、子ども会の指導・育成、指導者の養成等を行う組織（平成28年度実績 単位子ども会登録数：264単会、会員数（幼児～高校生）：11,364人）。

※20 健康市民おかやま21（第2次）

健康増進法に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定めた計画。市民、企業、専門団体、地区組織、健康づくりボランティア、公民館、学校園等との連携による健康づくりを推進している。

※21 岡山市公共施設等総合管理計画

将来的な人口減少と少子高齢化が見込まれる中、老朽化に伴う公共施設等のまとまった更新時期が到来し、また、施設需要や市民ニーズの変化が予想されることを踏まえ、学校や公民館、道路や上下水道などの公共施設等について、統一的なマネジメントの方針を定めるものとして、平成29年3月に策定された計画。長期的な視点で、財政負担の平準化を図り、市民の安全安心を確保し、必要なサービスを将来にわたって持続的に提供していくことを主眼としている。

資 料 編

1. 岡山市スポーツ推進計画（改定版）策定経過
2. 岡山市スポーツ推進審議会条例
3. 岡山市スポーツ推進審議会委員

1. 岡山市スポーツ推進計画(改定版)策定経過

年 月 日	内 容
平成28年 10月24日～11月21日	岡山市スポーツ市民意識調査実施 20歳以上の市民2,500人を対象にアンケートを実施
平成29年 5月26日	第1回岡山市スポーツ推進審議会 岡山市スポーツ推進計画見直しの概要及びスケジュールについて説明
6月6日	市民文教委員会 岡山市スポーツ推進計画見直しの概要及びスケジュールについて報告
8月24日	第2回岡山市スポーツ推進審議会 岡山市スポーツ推進計画(改定版)(素案)について審議
8月28日	市民文教委員会 岡山市スポーツ推進計画(改定版)(素案)について報告
9月14日～10月13日	パブリックコメント・関係団体意見聴取
11月1日	第3回岡山市スポーツ推進審議会 岡山市スポーツ推進計画(改定版)(案)について審議
11月28日	市民文教委員会 岡山市スポーツ推進計画(改定版)(案)について報告
平成30年 1月10日	第4回岡山市スポーツ推進審議会 岡山市スポーツ推進計画(改定版)について審議

2. 岡山市スポーツ推進審議会条例

昭和37年10月5日

市条例第45号

改正 平成23年9月21日市条例第65号

平成27年3月16日市条例第8号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき，地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため，岡山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツ団体に対する補助金に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は，委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 本市におけるスポーツの推進に資する活動を行う者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 第2条に掲げる事務のうち、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者又は関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市条例第65号)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第1条の規定により設置された岡山市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に任命されている者は、改正後の第4条第1項の規定により委嘱された岡山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員とみなす。この場合において、審議会の委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年市条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

3. 岡山市スポーツ推進審議会委員

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
会長	鈴木 久 雄	岡山大学教授
副会長	平 林 久 一	一般財団法人岡山市体育協会会長
委員	宗 高 弘 子	元就実大学教授
委員	松 枝 睦 美	岡山大学教授
委員	高 戸 仁 郎	岡山県立大学教授
委員	馬 場 善 久	岡山市中学校体育連盟会長（芳田中学校校長）
委員	小 橋 陽 子	岡山市小学校体育連盟副理事長（清輝小学校）
委員	梶 川 政 文	一般財団法人岡山市体育協会副会長
委員	佐 野 充	岡山市スポーツ推進委員協議会会長
委員	千 田 節 子	岡山市スポーツ推進委員協議会理事（女性ブロック）
臨時委員	堤 棟 男	元岡山市スポーツ推進委員協議会会長
臨時委員	妹 尾 通 子	元岡山市スポーツ推進委員協議会女性部会会長